

兵庫県公報

平成27年2月3日 火曜日 第2667号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○ 昭和53年兵庫県告示第767号の9（建設業に関する手続を定める規則第2条に規定する閲覧所の場所）の一部改正（県土整備部総務課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	4
○ 自転車歩行者専用道路の指定（同）	4
○ 道路の位置指定（建築指導課）	4
○ 西神第3地区工業団地造成事業に係る工事完了の届出（神戸県民センター）	5
公 告	
○ 入札公告（広報課）	5
○ 平成27年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」企画提案コンペの実施（同）	7
○ 平成27年度兵庫県グラフ広報誌「ニューひょうご ごこく」企画提案コンペの実施（同）	9
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	11
○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（同）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	13
○ 同 上（同）	13
企業庁公告	
○ 入札公告	13
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示（兵庫県立神戸高等学校）	17
○ 同 上（兵庫県立尼崎高等学校）	17
○ 同 上（兵庫県立明石南高等学校）	18
○ 同 上（兵庫県立姫路東高等学校）	18
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	19
○ 兵庫県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務	21

告 示

兵庫県告示第66号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成27年2月3日

兵庫県知事 井戸敏三

下鶴井土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	田 中 茂 富	豊岡市下鶴井1833番地
同	古 谷 修 一	同 市下鶴井1714番地
同	山 口 廣 好	同 市下鶴井1899番地

同	山 本 道 雄	同	市下鶴井1904番地の1
同	山 本 文 夫	同	市下鶴井1769番地
同	杉 立 伸 一	同	市下鶴井2108番地
同	谷 口 誠 一	同	市下鶴井1954番地
同	池 防 芳 一	同	市下鶴井1853番地
同	河 原 秀 昭	同	市下鶴井1821番地
同	大 逸 和 信	同	市下鶴井1654番地
同	西 垣 巖	同	市野上1126番地
同	田 中 慎 一	同	市赤石324番地
監 事	村 雄 邦 雄	同	市下鶴井1849番地
同	井 川 栄 治	同	市下鶴井1676番地の3

就任役員

役員区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

田 中 茂 富

古 谷 修 一

山 本 文 夫

田 中 秀 幸

池 防 芳 一

岸 本 重 好

杉 立 秀 重

杉 立 伸 一

谷 口 誠 一

荒 田 隆 彦

田 中 慎 一

村 田 正 樹

村 雄 邦 雄

井 川 栄 治

住 所

豊岡市下鶴井1833番地

同 市下鶴井1714番地

同 市下鶴井1769番地

同 市下鶴井1834番地

同 市下鶴井1853番地

同 市下鶴井1920番地

同 市下鶴井1922番地

同 市下鶴井2108番地

同 市下鶴井1954番地

同 市下鶴井1673番地

同 市赤石324番地

同 市野上1120番地

同 市下鶴井1849番地

同 市下鶴井1676番地の3



兵庫県告示第67号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成27年2月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐用郡佐用町平松字乙原49の30、字芦谷148の4
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第68号

昭和53年兵庫県告示第767号の9(建設業に関する手続を定める規則第2条に規定する閲覧所の場所)の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から適用する。

平成27年2月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県知事許可に係る建設業者にあつては」を「兵庫県知事許可を受けた建設業者の」に改め、「国土交通大臣許可に係る建設業者にあつては営業所を」及び「兵庫県県土整備部県土企画局総務課、」を削る。



兵庫県告示第69号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、伊丹市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年2月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成27年2月2日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
伊丹市の一部



兵庫県告示第70号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、たつの市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年2月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成27年1月22日から同年3月18日まで
- 3 作業地域
たつの市の一部



兵庫県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年2月3日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年2月3日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 小野志方線	加古川市平荘町中山字立岩941番1から	旧	10.0から 42.0まで	100.0	
	同 市志方町野尻字栗ノ木峠777番まで	新	11.0から 42.0まで	100.0	
県道 播磨中央自転車道線	加古川市平荘町中山字立岩1013番14から 同 市平荘町中山字加西道ノ脇895番5 まで	新	3.0から 15.0まで	540.0	

兵庫県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年2月3日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成27年2月3日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 高砂加古川加西線	加古川市平荘町中山字立岩950番3から 同 市志方町野尻字栗ノ木峠785番18まで	旧	6.0から 41.0まで	310.0	
		新	9.0から 44.0まで	310.0	

兵庫県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、自転車歩行者専用道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成27年2月3日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 路線名
県道播磨中央自転車道線
- 2 指定する道路の部分
 - (1) 加古川市平荘町中山字立岩1013番14から
同 市平荘町中山字立岩1013番12まで
 - (2) 加古川市平荘町中山字加西道ノ脇915番1から
同 市平荘町中山字加西道ノ脇895番5まで
- 3 指定する期日
平成27年2月3日

兵庫県告示第74号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H26但馬位置 0002号	27. 1. 20	豊岡市中陰字今西11番25の一部、410番の一部	5.00	23.63

兵庫県告示第75号

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第26条第1項の規定に基づき、神戸国際港都建設工業団地造成事業西神第3地区工業団地造成事業に係る工場等の敷地の造成に関する工事が次のとおり完了した旨、神戸市長から届出があった。

平成27年2月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 工事が完了した工区の名称
第16-3工区
- 2 工事が完了した地域の名称
神戸市西区見津が丘6丁目8
- 3 工事完了年月日
平成27年1月8日
- 4 事業の施工計画を定めた者の住所及び氏名
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市 代表者 神戸市長 久 元 喜 造

公 告**入札公告**

兵庫県ホームページ広告掲載事業に関する業務に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

平成27年2月3日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
 - (1) 業務件名
兵庫県ホームページ広告掲載事業に関する業務
 - (2) 仕様
入札説明書による
 - (3) 履行期間
平成27年4月1日（水）から平成28年3月31日（木）まで
 - (4) 履行場所
兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所
 - (5) 入札方法
上記(1)について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で下記3(3)の入札開始日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部広報課企画報道班 担当 横山
電話 (078) 362-3018
 - (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成27年2月3日(火)から同月10日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (3) 入札・開札の日時及び場所
平成27年2月19日(木)午後3時 兵庫県西館1階小入札室
 - (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成27年2月18日(水)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年2月17日(火)午前11時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
 - (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成27年2月10日(火)午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。
イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。
 - (5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の日時及び場所に到達していること。
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険契約が契約締結予定日まであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
 - (6) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった

者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であつて、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格以上であつて最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。



平成27年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」企画提案コンペの実施

平成27年度「県民だよりひょうご」の編集、印刷、配布及び広告掲載業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成27年2月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 趣旨

平成27年度「県民だよりひょうご」について、「見やすく、美しく、分かりやすく、手にとって読みたくなる、読んで役に立つ」広報紙づくりをするため、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの概要

(1) 名称

平成27年度「県民だよりひょうご」企画提案コンペ

(2) 方法

紙面構成等の企画提案を求める。

(3) 提案対象

タブロイド判6ページの作品（1・4・5面カラー、2・3・7面2色）

(4) 主催者及び事務局

ア 主催者

兵庫県（以下「県」という。）

イ 事務局

兵庫県企画県民部広報課地域広報班（以下「事務局」という。）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁第2号館4階）

電話（078）362-3019 F A X（078）362-3903

E - m a i l kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp

3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 文章、デザイン（レイアウト）、写真等の全てにわたって質の高い紙面を作成できること。

(2) 2,410千部の編集、印刷、配布、広告掲載及び増刷号150千部の編集、印刷、広告掲載ができること。また、世帯数の自然増等による発行部数の増加が生じて、契約金額の増額を伴うことなく、直ちに増刷・配布等の対応ができること。

(3) 県政や県内の地域事情に詳しく、常に連絡可能なスタッフを配置できること。

(4) 広報紙制作上必要な歴史的な写真や資料等を提供できること。

(5) 業務内容について守秘義務を遵守できること。

(6) 災害等の緊急時には臨機の紙面差し替えを含め、「県民だよりひょうご」の発行を優先したスタッフ体制の確保ができること。

(7) 文章、図の作成、写真のトリミング、レイアウトの変更等は、募集要項の別紙制作工程例にかかわらず、事務局が了解するまで何度でもできること。また、紙面で使用した写真及びイラストについては、肖像権等の問題がある場合を除き、指定する電子データで納品できること。

(8) 発行後、速やかに広告欄を空けた紙面を電子ファイル形式にして提供できること。

(9) その他「県民だよりひょうご」の発行に関し、事務局の指示に柔軟に対応できること。

4 応募手続

(1) 募集要項の配布及び応募受付

ア 配布方法

事務局において配布する。

イ 配布期間

平成27年2月3日（火）から同月12日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 応募図書の受付

ア 受付方法

事務局に持参すること。

イ 受付期間

平成27年2月3日（火）から同月19日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時（2月19日（木）は午後3時）まで（正午から午後1時までを除く。）

5 募集要項の内容に関する質疑及び回答

(1) 質疑

ア 質疑の方法

電子メール又はファックスにより事務局に提出すること（所定の質疑応答書によること。）

イ 質疑受付期間

平成27年2月3日（火）から同月16日（月）午後5時まで

ウ 回答

平成27年2月17日（火）までに文書により回答する。

6 応募図書等

(1) 応募図書

ア 応募申込書（募集要項の様式2）

イ 会社概要（制作、印刷、配布に関わる会社全てのもの。）

ウ スタッフ略歴

エ 企画作品兼刷見本（15部）

オ 企画説明書（15部。A4縦）

カ 制作費見積書及び広告料納入見積書

キ 実際の配布に係る経由・期間等を明記した作業工程書（平成27年6月号）

その他審査の必要上、後日、追加の資料を求めることがある。

(2) 応募図書の著作権の帰属

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、当選し採用されたアイデア、レイアウト等については、契約終了後も県が引き続き使用する場合がある。

(3) 応募図書の提出後の取扱い

ア 応募図書は非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公開する。

イ 応募図書は、返却しない。

7 応募に要する費用

応募に要する費用は全て応募者の負担とする。

8 当選者の決定及び発表の方法

(1) 審査及び選考方法

ア 提出物に不備のある者は受け付けない。

なお、応募者は提出に先立ち、提出物について不備が無いか事前審査を受けることができる。

イ 選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選ぶこととする。

なお、審査に際しては、平成27年2月27日（金）に企画のプレゼンテーションを求める。

ウ 県は、選考委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(2) 当選者等の通知

応募者全員に、応募件数及び当選者の名称を文書で通知する。

9 当選者の取扱い

所定の手続を経た後、当選者に平成27年度「県民だよりひょうご」通常号の編集、印刷、配布、広告掲載業務及び増刷号の編集、印刷、広告掲載業務を委託する。

10 その他の応募条件等

「県民だよりひょうご」企画提案コンペ募集要項による。



平成27年度兵庫県グラフ広報誌「ニューひょうご ごこく」企画提案コンペの実施

平成27年度「ニューひょうご ごこく」の編集、印刷及び配布等業務並びに広告掲載業務並びに有償頒布業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成27年2月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 趣旨

平成27年度「ニューひょうご ごこく」について、季節感と地域情報が満載の広報誌づくりをするため、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの概要

(1) 名称

兵庫県グラフ広報誌「ニューひょうご ごこく」企画提案コンペ

(2) 方法

誌面構成等の企画提案を求める。

(3) 提案対象

A 4判44頁の「ニューひょうご ごこく」のうち、9頁分の誌面案（フルカラー）と全体の誌面構成

(4) 主催者及び事務局

ア 主催者

兵庫県（以下「県」という。）

イ 事務局

兵庫県企画県民部広報課地域広報班（以下「事務局」という。）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁第2号館4階）

電話（078）362-3019 F A X（078）362-3903

E - m a i l kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp

3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 文章、デザイン（レイアウト）、写真等の全てにわたって質の高い誌面づくりができること。
- (2) 32,000部の編集、印刷を行い、県が指定する先への納入等ができること。
- (3) 県政や県内の地域事情に詳しく、常に連絡の取れるスタッフを配置できること。また、必要あればその都度、事務局と協議が行える体制がとれること。
- (4) 県内各地域の四季や歴史を表現する写真、資料等を提供できること。
- (5) 業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (6) 文章、図の作成、写真のトリミング、レイアウトの変更等は、募集要項の別紙制作工程例にかかわらず、事務局が了解するまで行うこと。また、誌面で使用した写真及びイラストについては、肖像権などの問題がある場合を除き、指定する電子データで納品できること。
- (7) 発行後、速やかに誌面データをテキストファイル形式で提供できること。
- (8) 発行した誌面は、県ホームページにおいて閲覧できるよう広告欄を空けて、電子書籍の形式で納品できること。
- (9) 県内書店への販売ルートを確認でき、毎号1,500部の売り上げが確保できること。
- (10) 有償頒布料を毎号につき、県が指定する日までに納入できること。
- (11) その他県の指示に柔軟に対応できること。

4 応募手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布方法

事務局において配布する。

イ 配布期間

平成27年2月3日（火）から同月12日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 応募図書の受付

ア 受付方法

事務局に持参すること。

イ 受付期間

平成27年2月3日（火）から同月19日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時（2月19日（木）は午後3時）まで（正午から午後1時までを除く。）

5 募集要項の内容に関する質疑及び回答

(1) 質疑

ア 質疑の方法

電子メール又はファックスにより事務局に提出すること（所定の質疑応答書によること。）

イ 質疑受付期間

平成27年2月3日（火）から同月16日（月）午後5時まで

(2) 回答

平成27年2月17日（火）までに、文書により回答する。

6 応募図書等

(1) 応募図書

ア 応募申込書（所定の応募申込書によること。）

イ 会社概要（制作、印刷、配布等に関わる会社全て）

ウ スタッフ略歴

エ 企画作品（12部）

オ 企画説明書（12部・A4縦）

カ 紙見本及び刷見本（1部）

キ 制作費見積書及び広告料納入見積書、有償頒布事務手数料見積書

ク 実際の納品に係る経由・期間等を明記した作業工程書（平成27年夏号）

その他審査の必要上、後日、追加資料の提出を求められることがある。

(2) 応募図書の著作権の帰属

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、当選し採用されたアイデア、レイアウト等については、契約終了後も県が引き続き使用する場合がある。

(3) 応募図書の提出後の取扱い

ア 応募図書は非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。

イ 応募図書は、返却しない。

7 応募に要する費用

応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

8 当選者の決定及び発表の方法

(1) 審査及び選考方法

ア 提出物に不備のあるものは受け付けない。

なお、応募者は提出に先立ち、提出物についての不備が無いか事前審査を受けることができる。

イ 県が設置する選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選ぶこととする。

なお、審査に際しては、平成27年2月27日（金）に企画のプレゼンテーションを求める。

ウ 県は、選考委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(2) 当選者等の通知

応募者全員に、応募件数及び当選者の名称を文書で通知する。

9 当選者の取扱い

所定の手続を経た後、当選者に平成27年度「ニューひょうご ごこく」の編集、印刷及び配布等業務並びに広告掲載業務並びに有償頒布業務を委託する。

10 その他の応募条件

平成27年度「ニューひょうご ごこく」企画提案コンペ募集要項による。

~~~~~

### 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成27年2月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）アルカドラッグ姫路手柄店  
所在地 姫路市手柄字竹ノ前158番1ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要
  - (1) 駐車場について  
駐車場予定地は都市計画道路3.5.104船場川線の事業予定地であり、事業実施の際には、駐車台数（来客者用）の確保の検討が必要である。また、都市計画道路予定地内に建築物を建築する場合は、都市計画法第53条による姫路市長の許可を受ける必要がある。
  - (2) 街並みづくり等への配慮について  
屋外広告物条例に基づく許可申請が必要であるため、事前に協議を行うこと。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間  
平成27年2月3日から1月間

~~~~~

大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成27年2月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ドラッグコスモス福崎店
所在地 神崎郡福崎町南田原字中島762-1ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により福崎町から聴取した意見の概要
 - (1) 生活環境の悪化防止についての配慮
本町に対して、「バックヤードの高さ・位置について配慮してもらえないため、適切な指導を求める」、「バックヤード建物が住居に接近し、高さが高いことによる生活への圧迫感や風通しの影響の対応として、建物位置の変更と高さの引き下げ」、「駐車場走行車両による排気ガス対策と騒音対策として防音壁の設置」、「店舗敷地内南側の雨水排水処理方向を北へ流すよう変更」と、複数の隣接地居住者から具体的な要望が出ており、地元代表者においても隣接地居住者との話し合いを完結するよう意見されている。これらの意見より、設置者が配慮すべき責務の一つである「地域住民への適切な説明」が十分に行われていないと認めざるを得ない。よって周辺地域の生活環境の保持のため、地元との十分な話し合いをもち、その結果に応じた計画の変更を強く求める。
 - (2) 交通安全についての配慮
店舗西側の道路（町道中島井ノ口線）だけでなく、北側・東側の道路も含めて店舗新設に伴い交通量が増加する可能性があり、交通の流れも車両だけでなく歩行者等も含めて変化すると考えられるので、交通事故の防止に努められたい。特に、新設オープン当初は店舗周辺道路の交差点も含めて交通整理員の配置を行う等、適切な交通安全対策を施されたい。
 - (3) 歩行者の通行利便性確保についての配慮
店舗敷地東側に面する道路（町道旧中道線）は田原小学校児童の通学路となっているため、児童生徒等

の登下校時における安全確保に努められたい。

(4) まちづくりについての配慮

福崎町は地産地消のまちづくりを推進しており、現在、(仮称)福崎町商工業振興基本条例の制定に向け、専門家等による検討委員会を設置し、協議を重ねているところである。同条例では、地域と商工業者等が連携しながらまちの活性化に努めていただくことを定める予定であり、商工会法に基づき地元商工業者等により設置されている福崎町商工会と協議し、同会員となった上で店舗立地されたい。

3 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

意見書提出者名	意見の概要
匿名	<p>バックヤード用建物高さの調整</p> <p>自宅南側の玄関先で私道境界からわずか1メートル程度の距離に、バックヤード用建物が計画されることが、地元説明会で判明致しました。説明会当日(平成26年9月16日)、バックヤードの高さについて質問を致しましたが、明快な解答はなく、平成26年9月22日に㈱カドスコポーレーションの担当者から建築物の立面図を入手致しました。</p> <p>また、平成26年9月29日付けで当方の代理人から「申し入れとお願い書」を㈱コスモス薬品・㈱カドスコポーレーションに送付し、平成26年10月15日付けで当方代理人に解答書がきましたが、その内容は誠意のないものでありました。自宅周辺では、隣接者の玄関先に建物を建てる場合、かなりの配慮をして、お互いの生活に支障または精神的な障害が起こらない心遣いをしてまいりました。大きな組織の法人が我々の生活環境全般を脅かしてはならないと思います。高い建物が建つことで生活環境が悪化するため、兵庫県並びに福崎町から適切な指導をお願いします。</p>
匿名	<p>バックヤード用建物高さの調整及び隣接距離確保について</p> <p>地元説明会で聞いた話によると、自宅の西側・北側にかかなり高い(5メートル余り)バックヤード用建物を建設予定と聞いています。それだけ高い壁ができれば、私どもの家の採光が遮られ、天気の良い悪し関係なしに、日が差さない状況を強いられます。また、風は通らなくなり、日頃の生活に大変悪影響が出ます。毎日生活するにあたり、圧迫感は当然、狭苦しい生活をして、過ごしていかなくてはならなくなるでしょう。こういう状況が先々予想される以上、建設に対して意見を述べさせていただきます。</p>
匿名	<p>駐車場並びに建物の雨水への配慮について</p> <p>地元説明会で頂いた建物配置図兼平面図では、雨水処理について明確な資料がなく心配している。自宅の敷地が低く、梅雨時の雨でも、溝から溢れた水が敷地内に侵入する状態である。ついては、㈱コスモス薬品の南面から雨水を北側方面に流す配慮をお願いする。現状でも溝から水が溢れる状態であり、さらに駐車場と建物の排水が南側の溝に流れ込むと、益々住環境の悪化を招くおそれがある。</p>
匿名	<p>駐車場並びに通行する自動車の排ガス・防音対策の要望</p> <p>地元説明会で頂いた建物配置図兼平面図によると、自宅北側が駐車場、東側が自動車の通路になっている。自動車の駐車及び通行により、自宅に排ガスが侵入することが予想されるため、排ガスへの対策及び自動車のエンジン音に対する防音対策をしていただきたい。</p>
匿名	<p>隣接居住者との住環境についての話し合いについて</p> <p>私は中島区区長として、ドラッグコスモス福崎店に関して、隣接者と諸問題解決について十分な話し合いを行うよう申し上げてきた。しかし、隣接地4名の方は意見書を兵庫県知事に提出予定と聞いている。大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針には、「設置者及び小売業者は、小売業の地域密着</p>

	<p>型産業としての性質から、企業の社会的責任として、互いに協力し、周辺地域の生活環境の保持のために、本指針に基づき法的に配慮を求めている事項についても、適切な対応を行うべきことは言うまでもない。」と記載されていることから、隣接地権者と住環境について個別に話し合いを行い、諸問題について早急に解決すること。以上、中島区区長として、中島区の住民の総意として意見書を提出する。</p>
--	--

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成27年2月3日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年2月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市黒崎町55番、62番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
赤穂郡上郡町梨ヶ原字九ノ谷山1167番158
住商工業株式会社 代表取締役 武 田 泰 幸
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年9月1日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－19号（26赤穂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年2月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂郡上郡町井上字家ノ下134番2、135番1、135番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市佃町17番地
株式会社ゼストコーポレーション 代表取締役 金 谷 豊
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年9月22日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－21号（26上郡）

企 業 庁 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年2月3日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 荒木 一 聡

1 入札に付する事項

(1) 件名

水道用及び工業用水道用薬品の購入

(2) 品目及び数量

ア 次亜塩素酸ナトリウム	1,552,000キログラム
イ ポリ塩化アルミニウム	5,334,000キログラム
ウ ドライ粉末活性炭（5%WE T）	501,000キログラム
エ 粉末活性炭（50%WE T）	132,000キログラム
オ 液体苛性ソーダ	202,000キログラム

(3) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

数量は、浄水処理水量及び水質等により変動することがある。

(4) 納入期間

平成27年4月1日（水）から平成28年3月31日（木）まで

各納入場所からの指示により随時納入すること。

(5) 納入場所

多田浄水場（川西市多田院字巖陰6-3 猪名川広域水道事務所）

神出浄水場（神戸市西区神出町田井3-1 東播磨利水事務所）

中西条浄水場（加古川市八幡町中西条739 東播磨利水事務所）

三田浄水場（三田市西野上字上通り152 北摂広域水道事務所）

船津浄水場（姫路市船津町4552-1 姫路利水事務所）

市川工業用水道管理所（姫路市飾磨区妻鹿字甲の甲ヶ山394-13 姫路利水事務所）

(6) 入札方法

上記(2)アからオまでのそれぞれの物品ごとに入札に付する。

なお、入札金額は、各物品の1キログラム当たりの単価とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。

(3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

3 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付期間及び契約条項を示す期間

平成27年2月3日（火）から同月17日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企業庁水道課 担当 多田

電話 (078) 341-7711 内線5438

4 入札参加の手続

本件入札に参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）を次に定めるところに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成27年2月4日（水）から同月17日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

前記3(2)に同じ。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

ア 次亜塩素酸ナトリウム	平成27年3月19日（木）午後1時30分
イ ポリ塩化アルミニウム	平成27年3月19日（木）午後2時
ウ ドライ粉末活性炭（5%WE T）	平成27年3月19日（木）午後2時30分
エ 粉末活性炭（50%WE T）	平成27年3月19日（木）午後3時
オ 液体苛性ソーダ	平成27年3月19日（木）午後3時30分

(2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁西館 5階会議室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、前記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成27年3月18日（水）午後5時までに、前記3(2)の場所に必着のこと。

(4) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に前記1(2)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年3月16日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(5) 契約保証金

契約金額（落札価格に前記1(2)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(6) 入札者に求められる義務

ア 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品を納入できることを証明する書類を平成27年2月17日（火）午後5時までに提出すること。

(イ) 卸売業者又は小売業者が入札参加希望の場合

前記1(2)の各物品の製造業者との間の取引を証明できる書類（製造業者の代理店証明等の原本（証明書発行権限がある者の記名押印があること。））

(ロ) 製造業者が入札参加希望の場合

前記1(2)の各物品の製造を証明できる書類

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(7) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成27年4月1日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

キ 入札金額は、契約対象となる1(2)の各物品の1キログラム当たりの単価(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)を記載すること。

なお、契約代金の支払に当たっては、入札書に記載された単価に指示した数量を乗じた金額に100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(8) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(9) 落札者の決定方法

ア 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、企業庁会計規程(昭和54年企業庁管理規程第2号)第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者にあつては、入札立会人がくじを引くこととする。

また、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(10) 契約書の作成の要否

要作成

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があつた後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 契約代金の支払に当たっては、契約希望金額に指示した数量を乗じた金額をその都度支払うものとする。

(4) 詳細は入札説明書による。

(5) 問合せ先

前記3(2)に同じ

7 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Kazuaki Araki, Superintendent of Public Enterprises of Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

a. 1,552,000kg of sodium hypochlorite

b. 5,334,000kg of polyaluminum chloride

c. 501,000kg of activated carbon powder (5%WET contained)

d. 132,000kg of activated carbon powder (50%WET contained)

e. 202,000kg of sodium hydroxide for drinking water treatment

- (3) Delivery period: From April 1, 2015 to March 31, 2016
- (4) Delivery places:
 - Tada Water Purification Plant (Inagawa Waterworks Office)
 - Kande Water Purification Plant (Higashi-Harima Water Utilization Office)
 - Nakasaijo Water Purification Plant (Higashi-Harima Water Utilization Office)
 - Sanda Water Purification Plant (Hokusetsu Waterworks Office)
 - Funatsu Water Purification Plant (Himeji Water Utilization Office)
 - Ichikawa River Industrial Waterworks Office (Himeji Water Utilization Office)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
 - 17:00 February 17, 2015
- (6) Deadline for tender:
 - The following are deadlines which are specified respectively for each group of the products described in (2)
 - a. 13:30 March 19, 2015
 - b. 14:00 March 19, 2015
 - c. 14:30 March 19, 2015
 - d. 15:00 March 19, 2015
 - e. 15:30 March 19, 2015
 - Should tenders mail their bids, please make sure bids for all the items will arrive by 17:00 March 18, 2015
- (7) Person to contact concerning the notice:
 - Mr. Tada, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government
 - 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
 - Tel (078)341-7711 extension 5438

教 育 委 員 会 公 告

落札者等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成27年 2月 3日

契約担当者

兵庫県立神戸高等学校長 溝 口 繁 美

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立神戸高等学校ほか37施設で使用する電気 予定数量7,561,363キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県立神戸高等学校 神戸市灘区域の下通1丁目5番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年1月9日
- 4 落札者の名称及び住所
丸紅株式会社 東京都千代田区大手町1丁目4番2号
- 5 落札金額
141,894,023円 (税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成26年10月31日



落札者等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成27年 2月 3日

契約担当者

兵庫県立尼崎高等学校長 矢 田 尚 登

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立尼崎高等学校ほか30施設で使用する電気 予定数量7,377,724キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県立尼崎高等学校 尼崎市北大物町18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年1月9日
- 4 落札者の名称及び住所
伊藤忠エネクス株式会社 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号
- 5 落札金額
145,681,931円(税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成26年10月31日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年2月3日

契約担当者

兵庫県立明石南高等学校長 永 井 邦 治

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立明石南高等学校ほか39施設で使用する電気 予定数量9,234,123キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県立明石南高等学校 明石市明南町3丁目2番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年1月9日
- 4 落札者の名称及び住所
丸紅株式会社 東京都千代田区大手町1丁目4番2号
- 5 落札金額
172,248,062円(税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成26年10月31日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年2月3日

契約担当者

兵庫県立姫路東高等学校長 北 井 清

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立姫路東高等学校ほか45施設で使用する電気 予定数量8,979,079キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県立姫路東高等学校 姫路市本町68番地70
- 3 落札者を決定した日
平成27年1月9日
- 4 落札者の名称及び住所

- 丸紅株式会社 東京都千代田区大手町1丁目4番2号
- 5 落札金額
171,674,781円(税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成26年10月31日

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第37号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年2月3日

兵庫県公安委員会

委員長 塚本哲夫

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
- (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。)
- (2) 実施日
ア 新規取得講習
平成27年3月9日(月)から同月16日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の6日間
イ 追加取得講習
平成27年3月12日(木)から同月16日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の3日間
- (3) 実施場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
- (4) 修了考査の実施
新規取得講習及び追加取得講習ともに、3月16日(月)に修了考査(新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分)を実施する。
- 2 受講定員
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。
- 3 受講対象者
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
- (1) 新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかに該当する者
- ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成27年2月9日(月)から同月20日(金)までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(ア) 前記3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(エ) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(オ) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(ア) 前記3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(エ) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(オ) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにするこ

と。

- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番12号 三宮ビル東館 8 階
 一般社団法人兵庫県警備業協会

11 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3046
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166



兵庫県公安委員会告示第38号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表6の項の上欄に規定する兵庫県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成27年8月1日から施行する。

平成27年 2月 3日

兵庫県公安委員会
 委員長 塚本 哲夫

路 線	区 間
1 一般国道2号	兵庫県の全域
2 一般国道9号	兵庫県の全域
3 一般国道28号	兵庫県の全域
4 一般国道29号	兵庫県の全域
5 一般国道43号	兵庫県の全域
6 一般国道171号	兵庫県の全域
7 一般国道173号	兵庫県の全域
8 一般国道175号	兵庫県の全域
9 一般国道176号	兵庫県の全域
10 一般国道178号	兵庫県の全域
11 一般国道179号	兵庫県の全域
12 一般国道250号	兵庫県の全域
13 一般国道312号	兵庫県の全域
14 一般国道372号	兵庫県の全域
15 一般国道373号	兵庫県の全域
16 一般国道426号	兵庫県の全域
17 一般国道427号	兵庫県の全域
18 一般国道428号	兵庫県の全域

19	主要地方道豊岡瀬戸線	兵庫県全域
20	主要地方道香住村岡線	兵庫県全域
21	主要地方道養父宍粟線	兵庫県全域
22	主要地方道川西篠山線	兵庫県全域
23	主要県道神戸三田線	兵庫県全域
24	主要地方道尼崎池田線	兵庫県全域
25	主要地方道明石神戸宝塚線	兵庫県全域
26	主要地方道加古川三田線	兵庫県全域
27	主要地方道神戸明石線	兵庫県全域
28	主要地方道神戸三木線	兵庫県全域
29	主要地方道三木宍粟線	兵庫県全域
30	主要地方道福良江井岩屋線	兵庫県全域
31	主要地方道尼崎宝塚線	兵庫県全域
32	主要地方道西脇三田線	兵庫県全域
33	主要地方道三木三田線	兵庫県全域
34	主要地方道高砂北条線	兵庫県全域
35	主要地方道小部明石線	兵庫県全域
36	主要地方道加古川高砂線	兵庫県全域
37	主要地方道加古川小野線	兵庫県全域
38	主要地方道尼崎港線	兵庫県全域
39	主要地方道姫路上郡線	兵庫県全域
40	主要地方道神戸加古川姫路線	兵庫県全域
41	主要地方道姫路神河線	兵庫県全域
42	主要地方道平野三木線	兵庫県全域
43	一般県道大沢西宮線	兵庫県全域
44	一般県道西宮宝塚線	兵庫県全域
45	一般県道米谷昆陽尼崎線	兵庫県全域
46	一般県道寺本伊丹線	兵庫県全域
47	一般県道八幡別府線	兵庫県全域
48	一般県道和久今宿線	兵庫県全域
49	一般県道篠山京丹波線	兵庫県全域
50	一般県道物部養父線	兵庫県全域
51	一般県道生瀬門戸荘線	兵庫県全域

52	一般県道姫路停車場線	兵庫県全域
53	一般県道明石高砂線	兵庫県全域
54	神戸市道山麓線	神戸市全域
55	神戸市道山手幹線	神戸市全域
56	神戸市道浜手幹線	神戸市全域
57	主要市道西出高松前池線	神戸市全域
58	神戸市道灘浜住吉川線	神戸市全域
59	神戸市道中央幹線	神戸市全域
60	主要市道長田楠日尾線	神戸市全域
61	神戸市道湊町線	神戸市全域
62	神戸市道板宿線	神戸市全域
63	神戸市道長田線	神戸市全域
64	神戸市道高羽線	神戸市全域
65	神戸市道神若線	神戸市全域
66	神戸市道夢野白川線	神戸市全域
67	神戸市道商大線	神戸市全域
68	神戸市道舞子多聞線	神戸市全域
69	神戸市道長田箕谷線	神戸市全域
70	神戸市道西神中央線	神戸市全域
71	神戸市道白川伊川谷線	神戸市全域
72	港湾幹線道路	神戸市全域
73	姫路市道幹第6号線	姫路市全域
74	姫路市道幹第8号線	姫路市全域
75	山手幹線	尼崎市全域
76	道意線	尼崎市全域
77	西宮市道幹第5号線	西宮市全域
78	西宮市道幹第16号線	西宮市全域
79	西宮市道幹第26号線	西宮市全域
80	山手幹線	芦屋市全域